解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十八日付大阪市保健所長の認可により平成二十五年十二月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

大阪市西淀川区姫島五丁目三番八号

医療法人西浦皮膚科

清算人　山川真紀子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

兵庫県尼崎市東難波町三丁目一九番一四号

社団法人尼崎自家用自動車協会

代表清算人　梅崎　文彦

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

香川県小豆郡土庄町甲三九六番地三

財団法人翠雲奨学会

代表清算人　外園　祝子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目四三四番地一

財団法人上宇和和協会

代表清算人　田原　清次

配当公告

福井県福井市順化二丁目一番六号ＹＫ福井順化ビル四階　破産者　細田建設株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十三年（フ）第一三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二〇、三六五、九四五円

一、配当することのできる金額

金一〇、一三一、三六八円

平成二十六年一月八日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館八階　九頭竜法律事務所　破産管財人　弁護士　八木　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区国見五丁目一四番地の一、最後の住所宮城県仙台市青葉区国見五丁目一〇番二〇号　被相続人　亡　平石　秀文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月八日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二―六〇九号

相続財産管理人　弁護士　石田　憲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市胆沢区若柳字中萩森三四番地、最後の住所茨城県日立市東金沢町一丁目二三番一五号　被相続人　亡　安倍　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月八日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡明和町南大島町九〇八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　栗原　保朋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月八日

事務所群馬県太田市新井町五一五番地一一

相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区黒川本通四丁目一二番地、最後の住所本籍同じ　被相続人　亡　小栗　司馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月八日

愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字ヨノ割二七番地コーポみやこ一階　かにえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　服部　一将

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市新開町二丁目一六一番地、最後の住所本籍同じ　被相続人　亡　谷川　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月八日

愛知県半田市柊町一丁目二一五番地の一一

相続財産管理人　弁護士　加藤　智希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市北区辻町四丁目二六番地、最後の住所不明　被相続人　亡　吉岡　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月八日

愛知県名古屋市東区白壁二丁目一番二一号コンセール白壁二階江尻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙岡　伸匡

第21期決算公告

平成25年11月28日

京都市南区吉祥院中河原里南町1番地の3

株式会社ウィル・コーポレーション

代表取締役　丸毛　秀哉

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	468
	固定資産	164
	合計	632
負債及び純資産の部	流動負債	237
	固定負債	29
	株主資本	366
	資本金	10
	利益剰余金	356
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	354
	（うち当期純利益）	(74)
	合計	632

第23期決算公告

平成26年1月8日

東京都町田市成瀬3077番地19

中央ガス興業株式会社

代表取締役　小俣　庸夫

貸借対照表の要旨（平成25年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,570
	固定資産	7,269
	合計	37,839
負債及び純資産の部	流動負債	8,965
	固定負債	13,233
	資本	15,641
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,641
	その他利益剰余金	5,641
	合計	37,839

(注)　当期純利益　1,757千円

第9期決算公告

平成26年1月8日

広島市中区胡町1番24号

メイプル・ファンディング・コーポレーション

日本における代表者　野坂　照光

貸借対照表の要旨

（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	798,389
	固定資産	339
	合計	798,728
負債及び純資産の部	流動負債	796,672
	株主資本	2,055
	資本金	3,026
	利益剰余金	△ 970
	その他利益剰余金	△ 970
	（うち当期純損失）	(68)
	合計	798,728